

平成二十三年九月二十七日受領
答 弁 第 三 二 二 号

内閣衆質一七八第三二号

平成二十三年九月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出能登半島沖で脱北者が保護された件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出能登半島沖で脱北者が保護された件に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、お尋ねの事案の詳細について把握するため、適切に対応しているところであるが、御指摘の「九名」それぞれの関係等、身分事項を含む事案の詳細については、個人のプライバシーの保護や安全確保等の観点から、お答えすることは差し控えたい。

また、お尋ねの聴取については、出入国管理上必要となる事情聴取等は実施しているが、個別具体的にお答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねについては、平成二十三年九月十三日午前七時二十六分頃、能登半島輪島沖を航行していた日本漁船（以下単に「漁船」という。）の乗組員から海上保安庁第九管区海上保安本部に対し、ハンデルを表示した見慣れない船舶（以下「本件船舶」という。）がいる旨の緊急通報があり、この通報を受けて出動した同庁の航空機の乗組員が、同日午前八時五十五分頃、本件船舶を発見し、成人男性三名、成人女性三名及び子供三名の合計九名の乗船を確認したものである。

三について

海上保安庁としては、北朝鮮に関連する情報の収集及び把握並びに不審事象等の早期発見のため、我が国沿岸海域において、巡視船艇及び航空機による嚴重なしよう戒に努めているところである。

また、我が国の広大な海域における不審事象等の早期発見のためには、海事関係者等の協力が不可欠であることから、日頃から、同庁の緊急通報用の電話番号である一一八番への緊急通報を呼びかけているところである。

本事案は、漁船から同庁への緊急通報を基に同庁による本件船舶の発見に至ったものであるが、今後とも、関係機関との連携を図るとともに、海事関係者等の協力を得て、我が国沿岸海域における警戒監視に万全を期していく考えである。

四について

お尋ねについては、関連情報の収集及び分析に努めているところであるが、それらの内容を明らかにすることは、我が国の情報の収集及び分析能力を明らかにすることになることから、お答えすることは差し控えたい。

五について

国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす様々な緊急事態に迅速かつ的確に対処することができる体制を構築することは、政府の当然の責務である。

これらの緊急事態への対処に当たっては、政府全体として総合力を発揮することができるようになることが重要であり、これまでも、様々な緊急事態に対処するための体制を整備するとともに、その充実にも努めてきているところである。

いずれにせよ、政府としては、今後とも、国及び国民の安全を守るため、様々な緊急事態への対処の在り方について不断の点検を行い、危機管理体制の充実・強化に努めてまいりたい。